

令和 6 年度

第 2 1 回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和 7 年 2 月 3 日 (月)
開会 9 時 3 5 分 閉会 1 0 時 3 4 分

場 所 教育委員会

令和 6 年度
第 2 1 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 大分県長期教育計画（案）について

第 2 号議案 大分県特別支援教育推進プラン 2025（案）について

第 3 号議案 大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

(2) 報 告

① 求償権行使懈怠違法確認請求（住民訴訟）第一審判決について

② 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実に向けた取組について

【内 容】

1 出席者

	教育長	山 田 雅 文
	委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 弘
	委 員	岡 田 豊 敦
	委 員	藤 田
事務局	教育次長兼福利課長	大 和 孝 司
	教育次長	山 田 誠 司
	教育次長	武 野 太 誠
	参事監兼文化課長	三 重 野 誠
	教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
	教育デジタル改革室	内 田 潔 平
	教育人事課長	吉 雄 幸 平
	教育財務課	深 藏 亮 一
	学校安全・安心支援課長	佐 藤 潔 一
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
	特別支援教育課長	坂 本 忠 史
	高校教育課長	小 野 和 正
	社会教育課長	矢 野 修
	人権教育・部落差別解消推進課長	首 藤 一 郎
	体育保健課 体育・スポーツ振興監	吉 野 賢一郎
	教育改革・企画課 総務企画監	角 渕 達 彦
	教育改革・企画課 課長補佐（総括）	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	久 知 良 周 平
	教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

ただ今から令和6年度第21回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、藤田委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は10時25分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

【議 案】

第1号議案 大分県長期教育計画（案）について

(13課〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「大分県長期教育計画（案）について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

本議案は、大分県長期教育計画の策定にあたり、令和7年大分県議会第一回定例会に上程する計画案を決定したいので提案するものです。

計画の策定に向けては、16名の有識者からなる委員会で4回にわたり熱心な議論をいただくとともに、パブリックコメントや子どもたちへの意見聴取を通じて、数多くの貴重な意見をいただきました。

前回1月24日に協議をいただいた後、8頁に、「計画の策定にあたって」という項目を追加し、計画策定の趣旨や計画の性格・役割、計画の期間、計画の構成についての説明を記載するほか、体裁面で修正を加えています。

本計画が策定された暁には、本計画に沿って施策を展開していくこととなります。その際には、計画の基本理念にあるとおり、教育を取り巻く時代の要請や潮流を踏まえ、本県が直面する様々な教育課題に対処し、更なる高みを目指して不断の努力を継続し、「教育県大分」の創造を目指していきます。また、地域を担い、地域を支える人材育成の観点や文化・スポーツ面からも地方創生に貢献していきます。

計画の実行にあたり、毎年度点検評価を通じて計画の進行管理を行うことで実効性を高めていきます。また、学校現場・市町村教育委員会との意志疎通、知事部局との連携を密にすることはもとより、広く県民のご協力をいただき、県民総ぐるみで「教育県大分」を築いていきたいと考えています。

以上ご審議の程、お願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

変更が必要な事案や、様々な問題があった時に柔軟に対応できるのでしょうか。

(鈴木教育改革・企画課長)

様々な教育事情や社会の変化等ありますので、それらを踏まえ、中間年度の令和10年度に見直しを行うこととしています。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については承認します。

第2号議案 大分県特別支援教育推進プラン2025（案）について

（13課〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室）

（山田教育長）

次に、第2号議案「大分県特別支援教育推進プラン2025（案）について」特別支援教育課長から説明をしてください。

（坂本特別支援教育課長）

大分県特別支援教育推進プラン2025についてです。

1月第2回の教育委員会会議において、パブリックコメントに寄せられた意見と計画への反映について協議いただきました。今回はプランの策定について審議をお願いします。

まず、資料の79ページをご覧ください。推進プラン2025の概要です。

推進プランでは、基本方針を「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障し、共に学び支え合う共生社会へつなげるためのインクルーシブ教育システムの実現をめざす」とし、2つの柱と13の施策に取り組んでいきます。

次に、具体的な施策について説明します。①～④は、幼稚園、小中学校等、高等学校への取組です。

資料の87ページをご覧ください。

①の施策についてです。通常学級に在籍する児童生徒への支援の充実として、通級指導教室の整備を進めます。特に、児童生徒、保護者の負担が少ない巡回指導の取組を進めていきます。

88ページをご覧ください。

②の施策についてです。障がいのある児童生徒に対して、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」の作成を促していきます。

続いて、89ページをご覧ください。

③の施策についてです。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、小・中学校、高等学校に巡回相談を行っています。相談内容を「個別の指導計画」へ反映させる取組を行うことで、「個別の指導計画」の質の向上に取り組んでいきます。

90ページをご覧ください。

④の施策についてです。障がいのある子どもを乳幼児期から学校卒業段階まで就学・進路選択に関する助言体制の機能強化を図るため、市町村教育委員会に対して、就学支援の説明を行い、保護者等への適切な助言につながるよう取り組んでいきます。また、関係機関等と連携して、連携のツールである相談支援ファイルの作成を促していきます。

⑤～⑦は特別支援学校への取組です。

9 1 ページをご覧ください。

⑤の施策についてです。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて教育課程改善の取組です。教育課程に基づいた授業実践を進め、さらに教育課程の改善を行うため、モデル校を定め、成果発表や授業研究会を実施していきます。

9 2 ページをご覧ください。

⑥の施策についてです。子どもたちがタブレット端末等を家庭等で活用するために、保護者と連携していく必要があると考えています。各校の優良実践等、家庭と共有を図り、生活での活用の促進につなげていきたいと考えています。

9 3 ページをご覧ください。

⑦の施策についてです。特別支援学校の一般就労率向上にあたっては、各校のキャリア教育の推進、教職員、保護者、本人の一般就労に対する意識向上の取組を進めることが必要と考えます。さくらの杜高等支援学校のセンター的機能を活用し、職業教育の取組を他校へ広げ、企業開拓、仕事の提案等行うジョブ・コンダクターの活用等により、特別支援学校の一般就労率の向上に取組んでいきます。

9 4 ページをご覧ください。

⑧の施策についてです。校種にかかわらず管理職には、特別支援教育にかかわる環境の整備を図ることは必要不可欠であることから、管理職対象の研修の充実を図っていきます。

9 5 ページをご覧ください。

⑨の施策についてです。現計画において、障がいの重度、重複化に対応するため、専門家を招聘しての研修を進めてきました。重度・重複化以外にも様々な困難をかかえるケースが増えていることから、引き続き、個々の障がいの状態やニーズに応じた専門家による実践的な研修の充実を図り、個別の指導計画の質の向上に取組んでいきます。

9 6 ページをご覧ください。

⑩の施策についてです。中央支援学校の開校により、新生支援学校の教室不足はやや緩和されましたが、大分支援学校については、現在も教室不足の状態があり、プレハブ校舎を設置して対応しているところです。他の知的障がい特別支援学校を含め、教室の不足数に応じて対応策を検討していきます。

9 7 ページをご覧ください。

⑪の施策についてです。医療的ケア児に対しての学校看護職員の配置については、申請のあったすべての学校に配置をしています。今後も医療的ケア児の学習機会の充実に向け、修学旅行等の泊を伴う校外学習についての看護師が同行できる要件の緩和、登下校の対応等、ニーズ調査や他県の取組状況等も参考に検討を進めていきます。

⑫⑬は、すべての校種に関わる取組です。

9 8 ページをご覧ください。

⑫の施策についてです。本県においても、特別支援学校と他校種が一体となった運営を行うインクルーシブな学校運営モデルの学校設置に向けて、他県の状況

や有識者等の意見を踏まえながら、検討を進めていきます。

99ページをご覧ください。

⑬の施策についてです。特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、副次的な籍のモデル地域を設定や事例の発表、導入に向けた手引きを作成し充実のための環境を整備していきます。

以上が、特別支援教育推進プランの施策です。

今後の予定については、本日の審議・議決の後に、県議会第1回定例会常任委員会にて報告し、その後、公表する予定です。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

前回も申し上げましたが、素晴らしい内容ですので、小・中・高すべての校種の先生方に見てもらえる機会を設定していただけたらと思います。

課題を抱えるお子さんを担当している先生方は、様々な対応を迫られ、困っている状況があると思います。このプランをガイドラインにして対応していただければよいのではないかと思います。

そのためにも、特別支援学校の先生方だけでなく、全ての校種の先生方が活用しやすいような形で提供していただければありがたいです。

(岡田委員)

大分支援学校で、現在プレハブ校舎を使用しているということでしたが、今後の教室不足への対応について、具体的に今後の計画はありますか。

(坂本特別支援教育課長)

20教室程度不足している状況があり、現在プレハブ校舎を設置して、対応しているところです。今後、関係課と協議をしながら対応していきたいと考えています。

(藤田委員)

インクルーシブ教育を進める上で、他校種との交流というのはとても大事だと思います。特に、幼児期からの交流については、子どもの障がい者観に大きな影響を与えていると感じています。大分大学の附属学校では、幼児期からの交流を実践しているのですが、附属学校等を教育モデルとして活用していただけるとよいかなと思います。

(坂本特別支援教育課長)

この⑫、⑬の取組については、これから専門家の意見などを聞いて具体化していきますので、いただいたご意見も踏まえながら取組んでいきたいと思っています。

(高橋委員)

今後、就労に向けての支援も含めて、保護者との対話が必要になってくると思います。保護者からは様々なニーズがあがってくると思いますが、様々な面から対話を深め、保護者の方に納得していただくことが大切です。

管理職に専門性向上のための研修を実施するとのことでしたが、管理職だけでなく、すべての教職員の方へ、これらの施策を周知していただくことが大切だと思います。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については承認します。

第3号議案 大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

(13課〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、第3号議案「大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について」教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

資料102ページをご覧ください。第3号議案、大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について説明します。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和4年4月1日に施行されました。今回提案する教育職員免許状再授与審査会が、児童生徒性暴力等により教育職員免許状の失効又は取上げ処分を受けた者（特定免許状失効者等）に対する免許状の再授与の可否を判断するにあたり、意見を述べるため、教育委員会の附属機関として設置するものです。

なお、教育職員免許状の失効、取上げ処分については資料中段より下、四角囲

みに記載されています。失効は、懲戒免職処分をする者と免許管理者が同一である場合、免許状の効力を即座に無くすることができるため失効といいます。公立学校の教諭等が該当するものです。取上げは、懲戒解雇処分をする者と免許管理者が異なる場合、即座に免許状の効力をなくすることはできず、免許管理者が聴聞等の手続をとった後、免許状を返納するため取上げと言います。主に私学教員等が該当するものです。

それでは、3の設置の経緯をご覧ください。教育職員免許状が失効又はその取上げ処分を受けた者は、3年経過することで、本人の申請により免許状の再授与をすることが可能となっています。しかし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に伴い、令和4年4月以降に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に教育職員免許状を再授与する場合は、再授与審査会の意見を踏まえ、授与の可否を判断するものとされました。

なお、先ほど説明したとおり、教育職員免許状が失効又は取上げ後、3年が経過すると教育職員免許状の再授与が可能となることとなり、法の施行日から3年経過した日が、令和7年4月1日であることから、今回審査会設置のための規則制定について提案するものです。

4が、再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項となり、国・県に丸がついています。文部科学省令で定めるもののほか、都道府県教育委員会で定めることとされており、それを整理したものが資料の表です。

県の欄で丸がついているものが、今回県の規則で定めるものです。委員の人数や構成、守秘義務、審査会の招集者等について定めるものであり、委員の人数については県の規則で5人以内、委員の構成については、医療、心理、福祉、法律に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者などとされています。

5の再授与の判断基準については、国から、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であると言われており、十分に慎重な判断をする必要があります。

説明は以上です。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(藤田委員)

審査会は、失効した本人からの申請を受けて開始されるのですか。

(吉雄教育人事課長)

はい。

(岩武委員)

再授与の申請をする場合、申請者が居住する県に申請することになるのですか。

(吉雄教育人事課長)

再授与の申請をどの都道府県に行うかについては、再授与を申請する者の判断となっており、他県でこのような失効処分を受けた者が、大分県教育委員会に対して再授与の申請を行うことは可能です。

具体的に再授与の申請があるのは、少なくとも法施行後3年以降、令和7年4月1日以降になります。

(岩武委員)

この資料を見る限り、簡単には再授与はできないと思われます。審査は難しいと思いますが、再授与の基準、手続きは各都道府県で定めるということですか。

(吉雄教育人事課長)

基本的な考えについては、103ページに記載のとおり行っていくことになります。具体的な事例が出てきたときにどのような判断をするのか、それぞれの都道府県教育委員会の判断になります。

(岩武委員)

どのような判断基準で免許状の再授与を認めるのか、非常に難しいと思います。被害者の保護者の方や、周りの保護者も危惧していると思うので、これからの基準作成、手続き等、ぜひ慎重にお願いします。

(高橋委員)

委員の構成については教育委員会が必要と認める者と記載されていますが、警察関係者を入れることも可能ですか。

(吉雄教育人事課長)

はい。あくまでも教育委員会が適当と認める者ですので、どのような方に委員を務めていただくかは、教育委員会の判断によります。

委員の人選については、別途またこの教育委員会で諮りたいと思います。

(高橋委員)

法律に関係がある方も、専門的な知識がある方として記載されていますが、実際に犯罪の判例に詳しい方として、警察関係者が妥当ではないかと思います。そのような方も含めて、構成を慎重に考えてください。

(鈴木委員)

申請し、否決され、違う都道府県に申請した場合、その足取りは把握できるの

ですか。

(田中主幹(総括)〔教育委人事課 採用試験・免許班〕)

申請の書類の例として、過去の申請について提出を求めることができると示されています。

(鈴木委員)

提出を求めることはできるものの、申請時の段階ではわからないということですか。

(田中主幹(総括)〔教育委人事課 採用試験・免許班〕)

申請義務は申請者にあり、予めそれを求めることはできますが、求めた結果、申請者が出さなかった場合は、出さなかったという事実を審査会における共有の情報とすることはできます。

(鈴木委員)

保護者の立場としては、特定免許上失効者については、二度と学校現場に戻ってこないものと思っており、3年で免許状授与の申請ができることに、とても驚いています。

しかし、国としても、該当者が申請した場合、適切な判断基準で審査すると明確に記載しているので安心しています。あとは委員の人選をしっかりと進めていただき、皆さんが安心して、学校で生活できるよう制度を整えてもらいたいと思います。

(藤田委員)

恐らく、該当者は免許を失効した自治体への申請はしないのではないのでしょうか。他の都道府県との情報共有や連携などはどのように考えていますか。

(吉雄教育人事課長)

どういった理由、経緯で失効したのかを十分押さえたうえでの判断になると思います。情報提供・共有をどのように行っていくのかというところもありますが、しっかり状況を把握した上で免許状再授与の審査を進めていきたいと思っています。

(山田教育長)

免許制度として、再授与可能な仕組みがあるということは、場合によっては再授与できるケースがあるということです。再授与が認められるには、国が示した「再び行わないことの高度の蓋然性」が必要であり、少しでも蓋然性が疑われる場合は授与しないとありますが、それはどういう場合なのか、再授与の基準を明確に示さなければいけませんし、全国一律で同じ判断で行われる必要があります。

また、性暴力防止は大事なことです、一方で犯罪者の更生・人権の問題等のバランスを考えていくということで、この制度があります。どのような場合に再授与ができるのか、明確に基準を示すことが大事だと思います。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第3号議案については承認します。

【報 告】

① 求償権行使懈怠違法確認請求（住民訴訟）第一審判決について

(13課〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第1号「求償権行使懈怠違法確認請求（住民訴訟）第一審判決について」吉雄教育人事課長から説明をしてください。

(吉雄教育人事課長)

「求償権行使懈怠違法確認訴訟」の「第一審判決」について、報告します。

資料の102ページをご覧ください。

「1 当事者」及び「2 事件の概要」ですが、当該事件は、特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン代表者理事長である永井敬三氏が、大分県知事に対し、教員採用取消訴訟において採用取消処分を受けた中学校教諭に対し支払った損害賠償金について、元教育審議監及び元副主幹に対する求償権の行使を怠っているとして、その違法の確認を求めて提訴した住民訴訟です。

本訴訟については、「4 訴訟の経緯」の点線囲み内をご覧ください。

平成20年度教員採用選考において不正な点数操作が行われたことにより、採用決定取消処分を受けた中学校教諭から、採用取消処分の取消しと損害賠償を求め平成21年2月に提訴され、平成30年6月、最高裁判所の決定において、県教育委員会が行った採用取消処分は具体的な事情を調査・検討しておらず、県教委の過失が認められるものとして、国家賠償法上の違法であることが確定しまし

た。

県教育委員会としては、国家賠償法上の違法事由が「違法な採用取消処分」にあるとの確定を受け、採用取消処分にかかわった者に故意・重過失がないことから「求償は行わない」と決定したところですが、冒頭申し上げましたとおり、原告は「県が元教育審議監らに対する求償権の行使を怠っている」として、令和4年3月に大分地方裁判所に提訴したものです。

「3 主張の要旨」ですが、原告は元教育審議監らの点数改ざん行為がなければ採用取消処分はなく、県は元教育審議監らに求償権を有していると主張していました。

一方、県としては、国家賠償法上の違法決定とされた採用取消処分に元教育審議監らは関与しておらず、採用取消処分による損害との間に因果関係は認められないことから、求償権を有していないと主張していたところであり、令和7年1月31日の第一審判決において、県の主張が認められ、原告の請求が棄却されました。

以上、「求償権行使懈怠違法確認訴訟」の「第一審判決」について、報告します。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

② 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実にに向けた取組について

(13課〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第2号「幼保小の協働による架け橋期の教育の充実にに向けた取組について」幼児教育センター所長から説明をしてください。

(小野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

資料106ページをご覧ください。幼児教育センターから、幼児教育と小学校教育の接続、架け橋期の教育の取組について報告します。

資料の1をご覧ください。幼児教育と小学校教育の共通することとしては、資質能力を育んでいくこと、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことであり、両者の円滑な接続が求められています。接続の取組はこれまでも行われてきましたが、課題として、幼児児童の単なる交流活動にとどまっていること、それぞれが個別の教育として行われているなどが指摘されています。幼児期の遊びを通し

た学びを小学校で発揮できるよう、架け橋期のカリキュラムの作成が求められています。

2をご覧ください。架け橋期のカリキュラムは、文部科学省が令和4年度に全国19の地域を国のモデル地域として指定をして推進しています。大分県では、九州で唯一、竹田市がモデル地域として指定され、3年かけてモデルプランを作成したところです。

資料の107ページをご覧ください。竹田市が作った架け橋期のカリキュラムになります。架け橋期のカリキュラムは、幼児教育側と小学校教育側が共通の視点を持つことが大切です。水色の真ん中のT字の部分を見てください。上部の薄い茶色の部分と、このT字の部分が非常に大切なポイントであり、これを両者が共有していくことが大切になります。

106ページに再び戻り、資料の左の下の表をご覧ください。

県全体の現時点での作成率は、9月時点で13%となっていますが、新しい大分県長期教育総合計画においても指標に位置付けていますので、作成に向けた支援を今後加速させたいと思います。

次に、右上の3をご覧ください。大分県幼児教育センターが16市町村、計106回訪問支援を行っております。この106回は架け橋期担当のスーパーバイザー1名の実績です。3名いるため、合計すると300回を超える訪問等の支援を行っています。今後も、県の幼児教育センターが中心となり、竹田市の取組を県全体に展開していきます。

最後に4をご覧ください。令和元年度より幼児教育施設、小学校、県立学校、行政関係者を対象に、県内6ヶ所において、幼小接続地区別合同研修会を実施しています。これまでに2,186人の参加がありました。次年度以降も実施していきます。

架け橋期の教育の充実は、いじめ・不登校の解消にも期待できると報告されています。今後も架け橋期の教育の充実に向けて、市町村と連携しながら進めていきます。

以上で報告を終わります。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

426園中56園しかないことに驚いています。4歳から小学校高学年ぐらいまでの子どもにスポーツを教えてきましたが、小学校1年生から6年生までの間には、大きな山が3つほどあり、そこで履き違えてしまうと不適應につながっていくことがよくわかるため、幼稚園・保育園の時から連携が一番大切だと思っています。

(小野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

これまでもアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムといった、ご指摘のようなカリキュラムはありました。架け橋期のカリキュラムは、今までのカリキュラムと異なり、それぞれが別々に作るのではなく、一緒になって2年間を見通して作ることが大切であるとして、令和4年から文部科学省が推進しています。13%という数値は低いですが、今この段階では妥当な数値と考えています。

今週の金曜日にも、他県から視察が来ますので、取組を加速させていきたいと思っています。

(岡田委員)

カリキュラム作成率を見ると、公立幼稚園が低いようですが、分析はされていますか。

(眞田指導主事兼課長補佐〔義務教育課〕)

市町村が作成を進めていく際は、モデル園を選定します。そのモデル園の取組を市内全域に波及させていくことが1つの流れになります。公立幼稚園は、現在取組んでいるところですので、調査段階では低いですが、今後は作成園数が増加していくと思います。

(岩武委員)

最近、不登校生がとても多いです。小学校の時に不登校だった子は、中学校でもなかなか変わらず、高校に行っても引きずるということで、幼児期が大切だという話をよく聞きます。幼児期は、お友達と仲良くする、人に嫌なことはしないということをきちんと教えることが大切だと思いますし、もっとゆとりがあり、ゆったりとした教育をしてほしいと思います。

架け橋期のカリキュラムを作成する際は、保護者の意見も聞きながら進めていただきたいと思います。

(小野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

幼児教育は、教科書もなく、単に知識を教えていく教育ではありません。遊びを通して、様々なことを学んでいます。一部で、英語教育や、小学校の先取り教育の推進が見られますが、文部科学省が進めている架け橋期の教育は、遊びを通して、その中にある学びをしっかりと育んでいこうという、温かい教育です。

例えば、砂場に6人いたら、スコップを6つ準備するのではなく、3つにすれば協働や、折り合いが生まれてきます。「ぼくが先にするから、次はあなたね」という関係が生まれてきます。先生方は常にそのような関わりを意識しながら、仕組んでいるということです。これが幼児教育ですので、小学校の先取りのような教育にならないように、幼児教育の大切さを全ての幼児教育施設に伝えながら、作成を推進していきます。

(岩武委員)

もう少し、その温かさが伝わるようにカリキュラムを作っていただければと思います。

(鈴木委員)

私は4人の子どものうち、下の2人は大分での保育を体験しました。年長児が、小学校に上がった時に困らないように先生方が考えてくれていて、諦めずに指導し、45分間集中して話を聞くための準備を1年ほどかけて行ってもらっていたのをよく見ていました。小学校に上がった時に、学級崩壊などが起きることがありますが、我慢する心を育てる、人と折り合いをつける、そういったことを遊びの中で育てているのも、よく見ていました。

小学校との連携は、今までもあったため、もう少し文章として表せるとよいと思いますが、モデルプランの書きぶりがこうになってしまうこともわかります。実体験として、本当によい幼児教育を受けたと思っていますので、自信を持って、視察の方にもお話してください。

(高橋委員)

先ほど岩武委員が言っていたとおりだと思っています。ある武道の会長の勧めで読んだ昔の本に、近所の人と仲良くしましょう、子どもは親・兄弟を大切にしてお仲良くしましょう、ということが書いてありました。幼い時に、何がいいのか、何が悪いのかをきちんと教えてあげることが、我々も武道をする中で、一番大切だと思っています。互助教育にもつながっていきます。保護者は学校でそういった教育をしてほしいと言いますが、家庭教育も大切ですから、保護者にも理解してもらう必要があると思います。これからの日本の教育に不安を感じていますので、しっかり取組んでいただきたいと思います。

(武野教育次長)

これは南部幼小のプランですが、小学校には、様々な幼稚園や保育園から通ってきます。あそこの保育園や幼稚園は、足し算や引き算を教えている、小さい時から英語教育をやっている、この園ではやっていない等、様々な園から子どもたちが集まってきます。小学校の先生も戸惑ってしまい、子どもたちも小学校に適応できずに、いわゆる小1プロブレムのようなことになってしまいます。

そうではなく、小学校を中心に、その学校に通うと予想される園と一緒に作っていくのが、架け橋期のカリキュラムです。今までは、スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムを、それぞれ各園・小学校で作成していましたが、そうではなく、小学校校区ごとに一緒に取組みましょうということです。

また、足し算、引き算、言葉の勉強などは、幼稚園の頃から取組んでも、将来伸びないということは、様々なデータで示されています。非認知能力と呼ばれている、自制心や、友達との付き合い方、そういったところをしっかりと伸ばしていくプランですので、知識のことなど書いていますが、その基礎の部分だと認識し

ていただければと思います。

(岩武委員)

決して、小学校の先取り教育を行っているとは思っていませんが、何か型にはまっているような気がして、もっといい意味での適当さが大切だと思っています。私たち大人でも、たくさんお話をするとそうでない人がいます。意見を言うことにプレッシャーを感じる人もいます。いろいろな子どもがいて、いろいろな大人がいます。子どもには、それぞれ個性があるので、そこを伸ばして欲しいと思います。

また、不登校には様々な要因が考えられると思いますが、幼児期の育て方が影響しているケースもあるのではないかと思います。これでいいのか、10年後や将来はどうなっていくのか、真剣に考えてもらいたいと思っています。中高の不登校、更には、ひきこもりにつながっていくなど、大きな社会問題になっていますので、幼児期がいかに大切か、ぜひ考えていただきたいです。

(高橋委員)

先生からの叱られ方によっては、一生忘れられずに大人になるまで引きずることがあると思いますし、いじめにつながることもあると思います。

課長が言ったように、幼保小の連携は、いじめ対策に効果があると思っていますので、そういったところも含めて、取組んでください。

(藤田委員)

このプランは、保育者が子どもを見る時の見方だと思います。ここに書かれていることを訓練して学習させるわけではなくて、子どもたちが伸びているところを見つけて小学校に伝えていくという使い方が一番理想だと思います。

幼児教育スーパーバイザーの研修会を受けた小学校の先生に感想を聞いたのですが、このような見方をすれば子どものいいところが見つかるなど、教え込むのではなく、その子の中にあるものを引き出せることに気づくことができた、と言っていました。この架け橋期のカリキュラムが、学習プログラムという見方をされないようにすることが大切だと思います。

(山田教育長)

架け橋期の教育の充実は、文部科学省が進めていますが、私が福祉保健部にいた時も、こども家庭庁が同じように幼保小の連携が大切だと強調していました。当時、特に、発達障害の子どもたちに対する支援に力を入れていましたが、保育園、こども園から、小学校に引き継がれていないということがありました。

不登校につながることもありますので、今後も福祉保健部との連携を進めてもらいたいと思います。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和6年度第21回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。